

広島県告示第七百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年九月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務 所の所在地	事業所 の 名 称	事業所 の 所 在 地	指定年月日
医療法人微風会	三次市山家町六〇五 番地二〇	医療法人微風会 三次神経内科ク リニック 花の 里	三次市十日市東四丁 目三番一〇号	平成二二年五 月七日